

せたな町総合計画策定審議会運営規則

平成17年9月1日
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、せたな町総合計画策定審議会条例（平成17年せたな町条例第13号）第6条に規定する専門部会（以下「部会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 セタナ町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）に次の部会を設け、会長の指名する委員をもって組織する。

(1) 生活環境専門部会

(2) 福祉文教専門部会

(3) 産業経済専門部会

2 部会は、その所掌に係る専門の事項及び審議会から付託された事項について調査審議する。

3 各部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

4 各部会に部会長及び副部会長各1人を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

7 部会長は、部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

8 部会の議事は、部会委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(会議の招集)

第3条 部会は、部会長が招集する。

2 審議会の会長及び副会長は随時会議に出席し、意見を述べることができる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が審議会に諮り別に定める。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

部会名	所掌事項		
生活環境専門部会	生活道路	通信	公園・緑地
	土地利用	土地保全	自然保護
	住宅	環境	上・下水道
	衛生	治水・治山	公害
	交通安全・防犯	コミュニティー	防災・消防・救急
	消費生活	都市計画	その他
福祉文教専門部会	児童福祉	母子（父子）福祉	高齢者福祉
	障害者福祉	低所得者福祉	保健・医療
	学校教育	社会教育	芸術・文化
	社会体育	国際交流	その他
産業経済専門部会	農業	林業	畜産
	水産業	エネルギー	鉱工業
	商業	観光	港湾
	勤労者福祉	その他	